

後見制度支援預金にかかる特約

後見制度支援預金（以下「この預金」といいます）は、普通預金等共通規定、普通預金規定、定額自動送金規定の定めるところに加え、次の特約を定めるところにより取扱います。

この特約で定められた事項と普通預金等共通規定、普通預金規定、定額自動送金規定で定められた事項で内容が異なる場合には、この特約が優先するものとし、それ以外の場合については、この特約の目的を害しない限度で普通預金等共通規定、普通預金規定、定額自動送金規定を適用するものとします。

1. ご利用いただけるお客様

- (1) 後見人が選任されている成年被後見人で、家庭裁判所より後見制度支援預金利用について指示書の発行を受けたお客様に限り、ご利用いただけます。
- (2) この預金に関する一切の法律行為は、別途届出る預金者の後見人が行うものとします。
- (3) 後見人は、預金者のため必要が生じた場合、家庭裁判所に対し必要な金額および理由を記載した指示書の発行を求めるとします。

2. 取引方法

この預金は、家庭裁判所の「指示書」に基づいて、次の各号の取引を行うものとします。

- (1) 口座開設
- (2) 払戻
払戻金は、成年後見口座への振替入金とします。
- (3) 解約
払戻金は、成年後見口座への振替入金とします。
- (4) 定額自動送金（日常生活に必要となる資金を、定期的に同一名義の口座（成年後見口座）へ振替えることが可能です。）
- (5) 預入の場合、家庭裁判所の指示書の提出は不要です。

3. 届出事項の変更・通帳の再発行等

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、各号に定める者が当行にただちに連絡のうえ、所定の手続を行うものとします。この手続が遅れたために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (1) 通帳・印章を紛失した場合（成年後見人）
- (2) 預金者または後見人の印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった場合（成年後見人）
- (3) 家庭裁判所の審判により、後見人の資格喪失および新たに後見人が選任された場合（成年後見人）
- (4) 家庭裁判所の審判により、預金者の後見開始の審判の取消が確定した場合（預金者または成年後見人）
- (5) 預金者が死亡し、または失踪宣告が確定した場合（成年後見人または預金者の相続人）

4. 各種取引の制限

この預金は次のお取引はご利用いただけません。

- (1) 現金支払
- (2) キャッシュカードの発行
- (3) 総合口座取引
- (4) 無通帳扱
- (5) インターネットモバイルバンキングのご利用
- (6) この預金を年金、配当金等の自動受取口座として指定
- (7) この預金からの各種料金等の自動支払
ただし、この預金に関する口座管理手数料は自動支払・自動受取いたします。
- (8) マル優扱

5. 解約・強制解約事由

(1) この預金口座を解約する場合、「指示書」に基づいて行うものとします。

ただし、次の場合、家庭裁判所の指示書の提出は不要です。

①後見開始の審判の取消が確定した場合。

②預金者が死亡し、または失踪宣告が確定した場合。

(2) 次の各号に該当する場合、当行はこの預金契約を解約できるものとします。

なお、本項による解約を行う場合、事前に解約を行う事実および解約事由を家庭裁判所に報告させていただくことがあります。

①普通預金等共通規定、普通預金規定上の解約事由他、解約時点において、預金者または後見人の責めに帰すべき事由により、当行がこの預金口座の継続が困難であると判断した場合。

②法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合。

6. 定額自動送金サービス

(1) お客様は、指示書に定額自動送金の設定を許容する文言がある場合、指示書の提出と当行所定の手続を行うことにより、この預金に「定額自動送金サービス」を附帯することができます。

(2) 「定額自動送金サービス」で指定する送金額、送金月は、指示書で認められた内容でのみ指定できます。なお、受取口座は預金者本人の当行同一店内口座のみ指定可能です。

(3) 送金額、送金月、受取口座の変更のほか、定額自動送金をとりやめる場合は、指示書に加え、当行所定の手続を直ちに行ってください。お届出前の送金については、当行に過失がある場合を除き、当行はその責を負いません。

(4) 次の場合、この預金の附帯サービスである「定額自動送金サービス」は自動的に解約されたものとしたします。また、「定額自動送金サービス」は、やむを得ない事由があると認められる場合にはいつでも当行から解約できるものとし、解約通知は省略させていただきます。

①送金期間の満了

②この預金口座の解約

7. 口座開設手数料および口座管理手数料

(1) この預金のお取扱いにあたっては、口座開設時、当行所定の口座開設手数料をいただきます。

(2) この預金のお取扱いにあたっては、当行所定の口座管理手数料をいただきます。

口座管理手数料は、1年分を前払いするものとし、毎年10月10日（銀行休業日の場合は翌営業日）に、この預金口座から、普通預金通帳、同払戻請求書によらず払戻しのうえ口座管理手数料に充当します。なお、口座開設時には口座開設日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。

(3) 口座開設手数料および口座管理手数料は諸般の情勢により変更することがあります。

(4) 解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から9月までの口座管理手数料を月割計算により返戻します。

8. 特約の変更

(1) 本特約の各条項は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項による特約の変更は、変更を行う旨、変更後の特約の内容、その効力の発生時期を、店頭表示、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以上

(2020年4月現在)